

知的財産権等に関する条件

受注者は、次の条件に合意するものとする

- 1 事前の制作過程の提示（制作計画、制作担当予定者、出演予定者の詳細な開示）
受注者は、制作にあたり、次に掲げる事項をあらかじめ市に提示するものとする。
 - (1) 制作しようとする作品の内容、予定する制作過程
 - (2) 作成方法（自ら直接制作するか、再委託するかの別を含む）
 - (3) 制作しようとする物に含まれる著作物の制作を行う者（作画等を実際に行う自然人を指す）の氏名及びその所属先
 - (4) 出演者（制作物に出演する自然人で、口演、朗詠、歌唱、舞踏、演奏、演技等を実際に行う実演家を含む）がいる場合はその氏名及びその所属先

- 2 再委託の制限等
 - (1) 受注者は、市の事前の書面による同意を得ることなく委託業務を第三者に再委託してはならないものとする。
 - (2) 市は、受注者に再委託を同意する場合は、次に掲げる事項の全てを満たすことを同意の条件とする。
 - ア 再委託先が制作するものに著作権（著作権法27条及び28条の権利を含む）又は著作隣接権（実演家人格権を除く）が発生する場合は、当該権利を受注者から市への制作物の納入時に市に帰属させること
 - イ 再委託先が制作し受注者に納入するものに著作者人格権、実演家人格権が存在する場合には、市が判断した場合の氏名不表示、公表の時期、方法及び対象は市の判断で行うこと、合理的な範囲で改変することへの許諾を得ること
 - ウ 再委託先が制作し受注者に納入するものに肖像権、プライバシー権が存在する場合には、市の利用目的（営利、非営利の目的を問わず、無期限で、利用を希望する者が誰でも無償でインターネット、SNS、紙面、パンフレットへの掲載その他の方法で自由に利用可能とすること）を満たすために必要な許諾を得ること
 - エ アからウの譲渡又は許諾を得るため要する費用は全て受注者が負担すること

- 3 知的財産権等に関する保証（知的財産権の確保、第三者の著作物の利用）
 - (1) 受注者は、市に対し、次に掲げる事項を保障するものとする。
 - ア 受注者が市に納入する成果物が、第三者の著作権、商標権、意匠権、特許権その他知的財産権、肖像権、パブリシティ権、プライバシー権その他いかなる権利も侵害しないものであること
 - イ 受注者が市に納入する成果物に、受注者以外の者の知的財産権が含まれている場合

には、受注者がそれらの権利（著作者人格権、実演家人格権等、一身専属性があり譲渡不可能な権利については、市が判断した場合の著作者氏名不表示、市が制作物を使用するのに妨げのない期間、方法、媒体での公表、合理的な範囲での改変の承諾）を全て得てこれを市に譲渡のうえ、納入すること

- (2) 受注者が市に納入した制作物に関し、第三者から権利主張、対価の請求、損害賠償請求がなされた場合は、受注者の責任において解決するものとし、受注者は第三者からの権利主張等により市が被った損害を賠償するものとする。

4 知的財産権の譲渡等に関する事項

(1) 成果物及びそれに含まれる著作物の著作権の譲渡

ア 受注者は、市に対し、成果物（画像および説明文）に含まれている著作物の著作権（著作権法27条及び28条の権利を含む）を譲渡するものとする。他人に再委託して制作させたものについては著作者からこの権利を得て、市に譲渡するものとする。

イ 成果物の商標登録または意匠登録する権利は市に帰属するものとし、受注者は市に事前の同意を得ることなく申請、登録してはならないものとします。受注者が第三者に再委託させて制作させたものについては、第三者から市に当該登録する権利を得て、市に譲渡するものとする。

(2) 成果物及びそれに含まれる著作物の著作者人格権不行使の合意

ア 受注者は、市に対し、制作物について、市が広報のために必要と判断した場合は、必要かつ合理的な限度で、著作者氏名不表示、公表、縮小、拡大、切除等の改変が出来ることとし、これに対し受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

イ 受注者が市に納入する制作物に、第三者の著作物が含まれている場合は、第三者からアに定める内容に対する承諾を得たうえで市に納入するものとする。

(3) 出演者の権利に関する合意

受注者は、市に納入する制作物に出演者がいる場合は、次に掲げることを遵守することとする。

ア 受注者が市に納入する制作物に出演者がいる場合は、その者から、実演の承諾、テレビ、インターネット、新聞広告、パンフレット、その他不特定多数の利用者が利用する媒体において容貌等の公開があること、公開期間に期限がないことについて承諾を得ること

イ 著作者隣接権の譲渡または利用許諾を得て、テレビ、インターネット、新聞広告、パンフレット等利用媒体の制限なく、利用期間に制限のないようにすること

ウ 市の広報及び不特定多数者の営利、非営利を問わない利用のために必要な範囲での実演者人格権不行使について合意を得ること

5 準拠法及び裁判管轄

- (1) 業務委託契約並びに受託業務により納入される成果品の知的財産の権利の譲渡、許諾及び著作権人格権、実演者人格権、肖像権及びプライバシー権に関する許諾については、日本法を準拠法とするものとする。
- (2) 業務委託契約、受託業務により納入される成果品の知的財産（ただし特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作権の権利に関する訴えを除く）の権利の譲渡及び許諾並びに著作権人格権、実演者人格権、肖像権及びプライバシー権に関する許諾に関する裁判は、鹿児島地方裁判所を第一審の専属的合意裁判管轄とするものとする。